



小菊

桶屋事務所だより



編集発行人

桶屋税理士事務所

税理士 桶屋泰三

〒930-0096
富山市舟橋北町7-15
TEL076(441)2322・FAX076(441)1999
<http://okeya.zei-mu.jp>

12月 (師走) DECEMBER
23日・天皇誕生日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	31
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

12月の税務と労務

国 税／給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税／給与所得者の扶養控除等
(異動) 申告書及び保険料
控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税／11月分源泉所得税の納付

12月10日

国 税／10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 1月4日

国 税／4月決算法人の中間申告

1月4日

国 税／1月、4月、7月決算法人の消
費税の中間申告(年3回の場合)

1月4日

地方税／固定資産税・都市計画税(第
3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務／健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届

支払後5日以内

ワンポイント 遺留分の民法特例

一定の事業後継者が、遺留分(相続人のうち配偶者や子などに保障する最低限の相続権)権利者全員との合意を経ることで、生前贈与された自社株式を遺留分算定基礎財産から除外できる制度。本年8月に公布(施行は公布から1年以内)された改正経営承継円滑化法では、特例対象を親族外後継者に拡大しています。

年末調整のポイント

平成二十七年分

年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について、納めなければならぬ税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。

◎平成二十七年分の留意点

- (1) 中古住宅取得後の耐震改修も住宅ローン控除の対象に
居住者が、要耐震改修住宅^{（注）}を取得した場合に、次に掲げる要件その他の所定の要件を満たすときには、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることになりました。
- ① 要耐震改修住宅の取得の日までに、同日以後耐震改修を行うことにつき一定の申請手続をしていること



- ② 要耐震改修住宅を居住の用に供する日（取得の日から六か月以内の日に限ります）までに、耐震改修により要耐震改修住宅が耐震基準（地震に対する安全性に係る一定の基準等をいいます）に適合することについて一定の証明がされたこと
この改正は、平成二十六年四月一日以後に要耐震改修住宅の取得をする場合について適用されます。
- （注）「要耐震改修住宅」とは、建築後使用されたことのある家で、一定のものをいいます。
- (2) 復興特別所得税が三年目に所得税の上乗せが、三年目に入っています（二五中間継続）。

表 2 配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額	控除額
380,000 円以下の場合、配偶者特別控除の適用はありません。	
380,001 円～ 399,999 円	38 万円
400,000 円～ 449,999 円	36 万円
450,000 円～ 499,999 円	31 万円
500,000 円～ 549,999 円	26 万円
550,000 円～ 599,999 円	21 万円
600,000 円～ 649,999 円	16 万円
650,000 円～ 699,999 円	11 万円
700,000 円～ 749,999 円	6 万円
750,000 円～ 759,999 円	3 万円
760,000 円～	0 円

（注）「配偶者控除」を受けている場合には、「配偶者特別控除」の適用を受けることができませんので注意してください。

表 1 年末調整対象者の選別（主な例）

年末調整の対象となる人
次のいずれかに該当する人 (1) 1 年を通じて勤務している人 (2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年の途中で退職した人のうち、次の人 ① 死亡により退職した人 ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと認められる人
年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人 (1) 上欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が 2,000 万円を超える人 (2) 2 カ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者）

表 3 所得控除額一覧表（抜粋）

【社会保険料控除額】
支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額

【小規模企業共済等掛金控除額】
(独) 中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金 (旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額

【生命保険料控除額】

保険等の種類	旧契約	新契約	両方適用する場合
一般の生命保険料	最高 5 万円	最高 4 万円	最高 4 万円
個人年金保険料	最高 5 万円	最高 4 万円	最高 4 万円
介護医療保険料	—	最高 4 万円	—
合計適用限度額	最高 12 万円		

※旧契約とは、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等、新契約とは、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等

【地震保険料控除額】

地震保険料の額 (最高 50,000 円)

+

旧長期損害保険契約の支払保険料

① 10,000 円までの場合……支払保険料の全額

② 10,000 円を超える場合

……支払保険料 × 1/2 + 5,000 円

(最高 15,000 円)

※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額 (最高 50,000 円)

障害者控除額	障害者 1 人につき……270,000 円 特別障害者 1 人につき……400,000 円 (同居特別障害者の場合 750,000 円)
寡婦 (寡夫) 控除額	270,000 円 (特別の寡婦は、350,000 円)
勤労学生控除額	270,000 円

配偶者控除額	一般の控除対象配偶者	380,000 円	
	老人控除対象配偶者	480,000 円	
配偶者特別控除額	配偶者の合計所得金額が 38 万円超 76 万円未満 (表 2)	30,000 円～380,000 円	
扶養控除額	一般の控除対象扶養親族	16 歳以上 19 歳未満	380,000 円
		23 歳以上 70 歳未満	
	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	630,000 円
	老人扶養親族	同居老親等以外	480,000 円
		同居老親等	580,000 円
基礎控除額	380,000 円		

※ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族……所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童 (いわゆる里子) 及び養護老人のうち、所得金額の合計額 (繰越損失控除前) が 38 万円以下の者 (青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く)。
※ 特定扶養親族……控除対象扶養親族のうち、平成 5 年 1 月 2 日から平成 9 年 1 月 1 日までの間に生まれた者 (年齢 19 歳以上 23 歳未満の者)。
※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和 21 年 1 月 1 日以前生まれ (年齢 70 歳以上) の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。
※ 同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。
※ 同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。

※ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族……所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）及び養護老人のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が 38 万円以下の者（青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く）。

※ 特定扶養親族……控除対象扶養親族のうち、平成 5 年 1 月 2 日から平成 9 年 1 月 1 日までの間に生まれた者（年齢 19 歳以上 23 歳未満の者）。

※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和 21 年 1 月 1 日以前生まれ（年齢 70 歳以上）の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。

※ 同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。

※ 同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。

◎税額控除である「住宅借入金等特別控除」については、給与所得者の場合、確定申告をした年分の翌年以降の年分に、年末調整で適用を受けることができます。

ゴルフ会員権の預託金の一部が切り捨てられた場合の取扱い

法人税法上、金銭債権の一部が更生計画認可の決定や再生計画認可の決定によって切り捨てられた場合には、切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度に貸倒損失として損金算入されます。

ゴルフ会員権の場合、会員契約の解除がなければ預託金返還請求権（金銭債権）に転換しません。再生手続は経営の継続が前提で、通常、会員契約は解除されることはないため、認可決定により預託金の一部が切り捨てられたとしても、金銭債権の性格を有しないゴルフ会員権について貸倒損失を計上することは認められないとも考えられます。

一方で、会員契約を解除しなければゴルフ会員権が金銭債権と認められないのは、契約上「預託金は、退会を条件に返還請求することができる」とされているからであ

り、当事者の合意で、預託金の一部を返還又は切り捨てるという契約に変更することは可能です。つまり、再建型の倒産手続などによって預託金の一部切捨てが行われた場合、契約変更により、預託金返還請求権の一部が金銭債権として顕在化した上で、その一部が切り捨てられたとみることができます。

また、預託金の一部切捨てという事実は、契約の当事者間に存在した債権・債務関係が法律的に消滅することであり、ゴルフ場経営会社は債務免除益を計上することになります。このことから、債権者において、その消滅した債権に相当する貸倒損失を容認することが相当と考えられます。

したがって、預託金の一部が切り捨てられた場合には、会員が従来どおりゴルフ場施設を利用できても、その切り捨てられた部分の金額については貸倒損失の計上が認められます。

印紙税 写しなどに表示された契約書の取扱い

契約書は、契約当事者が相手方当事者に対して成立した契約の内容を証明するために、各契約当事者が1通ずつ所持するのが一般的です。この場合、契約当事者の一方が所持するものに正本などと、他方が所持するものに写しなどに表示することがあります。しかし、写しなどに表示された文書であっても、概ね次のような形態のものは、契約の成立を証明する目的で作成されたことが文書上明らかなため、印紙税の課税対象になります。

- (1) 契約当事者の双方又は文書の所持者以外の一方の署名又は押印があるもの
- (2) 正本などと相違ないこと、又は写し、副本、謄本等であることなどの契約当事者の証明のあるもの

なお、所持する文書に自分だけの印鑑を押したもののや契約書の正本を複写機でコピーしただけのものは、課税対象とはなりません。

消費税 中間申告における法第42条、第43条の併用

前課税期間の年税額が四〇〇万円を超え四、八〇〇万円以下の事業者が中間申告を行うに際し、第一期（三月後）の中間申告は消費税法第四十二条（課税資産の譲渡等）についての中間申告（により前課税期間の確定税額の四分の一を申告・納付し、第二期（六月後）の中間申告は法第四十三条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）

により、仮決算により申告・納付する等、同一の課税期間において法第四十二条と法第四十三条をそれぞれ適用して、中間申告をすることは認められます。また、前課税期間の年税額が四、八〇〇万円を超える事業者が、一月中間申告対象期間ごとに法第四十二条と法第四十三条をそれぞれ適用して、中間申告することも当然に認められます。